平成２４年（フ）第６７号
北海道小樽市緑１丁目19―13―203、住民票上の住所北海道余市郡余市町富沢町３丁目23番地
債務者　神　　由行
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第７６号
北海道小樽市星野町４番33号、前住所北海道小樽市星野町21番19号
債務者　向平有輝子（旧姓東）
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第４８号
青森県弘前市大字相馬字薬師堂下67番地４
債務者　中澤　武治
1　決定年月日時　平成24年６月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第６３号
青森県平川市町居横山10番地３、住民票上の住所青森県平川市町居山元257番地４
債務者　相馬美保子
1　決定年月日時　平成24年６月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第１１号
秋田県山本郡三種町森岳字町尻49番地11
債務者　畠山　善文
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２４年（フ）第６８号
福島県郡山市富久山町八山田字三宝坦31番地の１　ラフィネＳＫＭＩ203号
債務者　武臣　哲男
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１２１号
金沢市駅西新町１丁目31番１号、従前の住所金沢市上荒屋２丁目11番地１
債務者　清水　彰彦
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１６１号
金沢市古府町南574番地１、従前の住所金沢市東力４丁目21番地
債務者　尾藏喜八郎
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１６０号
山梨県笛吹市石和町中川333番地　メゾン・ド・ペシュ202
債務者　丸山　陽彦
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１６１号
山梨県甲斐市長塚86番地１　マルマンシティーセントロⅣ301
債務者　清水　敏彦
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１６２号
山梨県笛吹市一宮町坪井1331番地１
債務者　雨宮　琴似
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０２号
長野県松本市大字岡田下岡田1433番地19
債務者　新井せつ子
1　決定年月日時　平成24年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第５２号
岐阜県高山市花岡町３丁目17番地２
債務者　大下　俊一
1　決定年月日時　平成24年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第３２号
三重県四日市市浮橋１丁目18番地８
債務者　松田智香子
1　決定年月日時　平成24年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第９８号
三重県四日市市大字西阿倉川1658番地５、住民票上の住所三重県四日市市北浜田町１番23号
債務者　前納　光一
1　決定年月日時　平成24年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１２７号
三重県四日市市日永２丁目６番３号　セカンドアヴェニュー日永101号
債務者　吉﨑　洋道
1　決定年月日時　平成24年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係